

議案第80号

福岡市消防団員の定員，任用，分限，懲戒，服務等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け，人材の確保を図るため，消防団員の資格のうち年齢の上限を引き上げる必要があるによる。

福岡市消防団員の定員，任用，分限，懲戒，服務等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市消防団員の定員，任用，分限，懲戒，服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第6条第2項第3号中「60歳」を「65歳」に改める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。